

資料名		入札説明書									
No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
		頁	ローマ	数	(数)	丸数	カナ	(カナ)	英字		
1	入札参加者の資格要件	6	Ⅲ	2	(2)					協力企業のうち、設計、施工、工事監理、及び維持管理の各業務を行わない企業（連絡調整他、その他業務を行う者）については、参加資格要件に関する書類（様式2-6～2-9）の提出は不要の認識ですがよろしいでしょうか。	参加資格要件に関する書類の提出が必要となります。当該業務の参加資格要件に関する書類の様式を追加します。
2	入札参加者の参加資格要件	9	Ⅲ	2	(2)		エ	(ウ)		複数年契約の実績(平成21年～平成34年)で契約開始時期が対象外ではありますが、条件は満たしております。この実績は対象となりますでしょうか。	当該実績が連続する1年以上の期間であれば、実績の対象となります。
3	入札参加者の参加資格要件	9	Ⅲ	2	(2)		エ	(ウ)		PFIの代表企業として維持管理業務を今現在も請け負っている状況ですが、今回の実績の対象になりますでしょうか。	SPCの構成企業または協力企業であり、維持管理業務を担当していれば、実績の対象となります。
4	現地見学会の申込み・実施	13	Ⅲ	5	(3)		イ			提案書を作成する上で、現地見学会を行った8校以外の学校の現地見学が必要と思われたときは、現地見学は可能でしょうか	不可です。なお、入札説明書Ⅲ5(1)ア 参考図書に記載の参考図書を貸与できますので、当該参考図書をご参照ください。
5	入札保証金及び契約保証金	20	V	5	(2)		イ	(ア)		契約保証金の納付に代えて履行保証保険を締結する場合、設備引き渡しまでの保険について、全体として該当期間が網羅される前提で、各事業年度毎に保険を付保する形でよろしいでしょうか。	履行保証保険を各事業年度ごとに付保することは不可とします。
6	保険	20	V	6	(1)		ア			施工期間中の保険について、全体として該当期間が網羅される前提で、各事業年度毎に保険を付保する形でよろしいでしょうか。	入札説明書V6(1)アに記載の保険について、全体として各工期の該当期間が全て網羅され、且つ、保険期間に不足がない状態を継続できることを前提に、ご質問の方法で付保することを認めます。なお、設備工事保険及び第三者賠償責任保険の何れにおいても、実際の各引渡し日が各引渡し予定日より遅延又は延期・変更した場合は、保険期間の終期は当該遅延又は延期・変更後の引渡し日とし、実際の各工事着手日が各工事着手予定日より早期に変更した場合は、保険期間の始期は当該変更後の工事着手日とします。また、ご質問の方法で付保した場合、各事業年度毎に締結する保険契約について、事業契約書(案)第99条第1項に従い、締結後速やかに、各保険証券を呈示し、各保険証券の写しを交付する必要があります。

資料名		要求水準書									
No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	丸数	カナ	(カナ)	英字		
1	快適性、操作性、安全性への配慮	8	Ⅱ	2	(2)			(オ)		避難器具の直下への配管等を避けるため、避難器具の設置場所を教えてください。	避難器具設置場所の示した位置図を参考図書として貸与します。
2	快適性、操作性、安全性への配慮	9	Ⅱ	2	(2)			(ク)		「本事業」とは「浜松市立小中学校空調設備整備事業」のことでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
3	快適性、操作性、安全性への配慮	9	Ⅱ	2	(2)			(ク)		「本事業」に設置された機器、配管に影響を及ぼす恐れのある場所への機器等の設置を原則回避するように設計する。とありますが、普通教室空調整備で設置した配管のアングルに余裕がある場合は、利用することは可能でしょうか。	市との協議のうえ、問題が無ければ利用可能とします。
4	空調設備等の一般的要件	11	Ⅱ	3	(1)			(ソ)		西部中学校においては、令和2年度工事で今回対象教室のエアコン室外機を2階屋根上に設置する計画で設置スペースが確保されています。当時想定していた室外機と同等であれば、構造計算上設置が可能なのことが確認されているものと判断してよろしいですか？	お見込みのとおりです。
5	空調設備等の一般的要件	11	Ⅱ	3	(1)			(チ)		西部中学校においては、令和2年度工事で今回対象教室の冷媒管、ドレン管が施工済みとなっております。施工済みの既設配管は、今回の事業で使用できるものと判断してよろしいですか？	お見込みのとおりです。
6	①別事業にて改築、改修された学校について	11	Ⅱ	3	(1)			(チ)		①について、上記の対象となる学校名を教えてください。加えて配管ルート及び室外機の想定場所が分かる竣工図を提供頂く事は可能でしょうか。	対象となる学校は、西部中学校、船越小学校、可美小学校、神久呂小学校です。竣工図については、参考図書として貸与します。※確認中
7	②近年、市の直轄事業で既設キュービクルを老朽化に伴い更新した学校について	11	Ⅱ	3	(1)			(チ)		②について学校名、工事の竣工図、将来増設空調電気容量が分かる資料(計算書等)を提供頂く事は可能でしょうか。 (設計が完了し、これから工事を行う学校についても同様に資料を提供頂きたい)	令和4年度～令和6年度の期間の更新工事を実施した学校の竣工図(もしくは設計図)について貸与できるものは、参考図書として貸与します。
8	既設変圧器に接続される既設負荷設備の調査方法について	14	Ⅱ	3	(4)			(イ)		膨大な既設負荷を全て調査するのは大変手間がかかる上に見落としが発生するため、既設変圧器が過負荷とならない判定基準を提示させて頂きます(別紙参照)ので、全負荷調査の代替えとさせて頂けないでしょうか。 (施工完了後、既設変圧器が過負荷となった場合は原因を至急調査し、今回工事に起因する事態であれば既設変圧器の増設更新等の対応させて頂きます)	添付いただいた判断基準に基づき計画していただいて良いです。施工完了後過負荷となった際は、対応をお願いします。 (改修方法判別条件) 既設キュービクル内に動力トランスの更新スペースがあるか？ (なし) → 空調用キュービクル新設・・・① (ある) → 既設動力トランス容量は？ (30KVA以下) → 既設トランス入れ替え・・・② (100KVA以上) → 増設空調運転電流は 既設動力トランス定格電流の？ (70%以上) → 既設トランス入れ替え・・・③ (50KVAまたは75KVA) → (70%未満) → 既設動力トランスに増設空調回路接続・・・④ 増設空調運転電流は 既設動力トランス定格電流の？ (60%以上) → 既設トランス入れ替え・・・⑤ (60%未満) → 既設動力トランスに増設空調回路接続・・・⑥
9	浸水対策	12	Ⅱ	3	(1)			(フ)		「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づく、市の定める目標水準をご教授下さい。	浜松市の浸水対策ガイドラインの抜粋を参考図書として貸与します。内容に沿ってご提案ください。
10	計量器の設置	14	Ⅱ	3	(3)			(ア)		「本事業」とは「浜松市立小中学校空調設備整備事業」のことでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。

資料名		要求水準書												
No	タイトル	該当箇所							質 問					回 答
		頁	ローマ	数	(数)	丸数	カナ	(カナ)						
11	エネルギーの供給に必要な設備	14	Ⅱ	3	(4)			(ウ)	「本事業」とは「浜松市立小中学校空調設備整備事業」のことでしょうか。					お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
12	エネルギーの供給に必要な設備	14	Ⅱ	3	(4)			(ウ)	「本事業」とは「浜松市立小中学校空調設備整備事業」という認識でよろしいでしょうか					お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
13	エネルギーの供給に必要な設備	15	Ⅱ	3	(4)			(ケ)	「本事業」とは「浜松市立小中学校空調設備整備事業」のことでしょうか。					お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
14	その他	21	Ⅲ	3	(13)			(カ)	アスベスト調査について、事前に市にて実施済みの調査資料を提供いただくことは可能でしょうか					調査済みの対象校については、参考図書として貸与します。
15	選定事業者の経営等に関する報告	34	Ⅷ	2	(1)				「事業契約の締結後7日以内」と記載ございますが、仮契約の締結後ではなく、令和6年12月中旬に予定している事業契約の締結後という認識でよろしいでしょうか。					お見込みのとおりです。

資料名		様式集									
No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
		頁	ローマ	数	(数)	丸数	カナ	(カナ)	英字		
1	入札関係書類記載要領	5	Ⅱ	1	(1)					様式集の提出書類について、㊟の記載がない書類については印鑑は不要の認識でよろしいでしょうか。㊟の記載がある書類(様式4-1-1入札書等)についてのみ捺印を行うという理解です。捺印が必要であれば連名での捺印が必要な書類(様式2-2入札参加表明書等)が含まれており、相応の手続き・日数が必要となります。本件の回答については、質問に対する回答期日より早くご回答いただきたく存じます。	押印が必要な様式は以下の様式となります。様式集を修正します。 ・2-4「委任状(各構成企業及び協力企業から代表企業への委任状)」 ・3-1「入札辞退届」 ・4-1-1「入札書」 ・4-2「委任状(代理人が入札する場合)」 また、本質問の回答時期については、他の質問回答と併せての回答とします。
2	入札関係書類記載要領	5	Ⅱ	1	(1)					入札参加者の定義は構成企業、協力企業という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ここでの「企業名」とは、構成企業(代表企業を含む)及び協力企業の名称を指します。
3	入札関係書類記載要領	5	Ⅱ	1	(3)	⑧				「各書類に通し番号を振る事」とありますが、通し番号の付与方法については事業者提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。参考として、表紙を含めて下部中央にアラビア数字で通し番号を振ることを想定しています。
4	各様式の記載要領	6	Ⅱ	2						押印を省略できる書類はありますでしょうか ・(様式2-2)入札参加表明書 ・(様式2-3)入札参加者構成表及役割分担表 ・(様式2-4)委任状 ・(様式2-5)入札参加資格審査申請書 ・(様式2-10)暴力団対策に係る誓約書 ・(様式2-11)役員名簿 ・(様式2-12,13)誓約書 ・(様式3-1)入札辞退届 ・(様式3-2)構成企業等変更承諾願 ・(様式3-3)審査結果等に関する理由説明の要求書 ・(様式4-1-1)入札書 ・(様式4-2)委任状 ・(様式4-3)入札説明書等に関する誓約書	様式集の回答No.1に記載の押印が必要な書類以外については、押印を省略しており、押印不要です。
5	長期収支計画	様式5-9								PIRR、EIRR算出に必要となるため、SPC清算をする令和21年度を最終年度として挿入してよろしいでしょうか。	列の追加は不可とします。令和20年度に最終配当(清算)するものとみなして、令和20年度までの長期収支計画表を作成してください。
6	長期収支計画	様式5-9								DSCRの算定にあたり、劣後ローンによる調達等で内容的に資本金と同等にみなせるものについては計算に含めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	長期収支計画	様式5-9								経営指標について。 DSCRですが、借入がなく、借入金と利息の返済がない場合は、空欄での提出でよろしいでしょうか。	借入がなく、借入金と利息の返済がない場合は、空欄での提出で構いません。

資料名		基本協定書(案)											
No	タイトル	該当箇所									質 問	回 答	
		頁	別紙	条	項	号	丸数	カナ	(カナ)	英字			
1	「本入札手続」の定義(なし)	1		1		(4)					第1条第(4)号他4箇所で「本入札手続」という用語が使用されておりますが、定義がありません。定義を設けていただくか又は各箇所につき「市による本事業の入札手続」とご修正いただけますでしょうか。	「本入札手続」とは、浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に係る入札手続きを指します。基本協定書(案)を修正します。	
2	「PFI等審査委員会」の定義	1		1		(10)					第1条第(10)号の「PFI等審査委員会」の定義において、『「小中学校特別教室空調整備事業」における』という文言がございますが、「本事業」の定義がございますので、『「本事業における』と修正すべきかと存じます。	『「小中学校特別教室空調整備事業」における浜松市PFI等審査委員会』という名称の附属機関であるため、原案どおりとします。	
3	「事業期間」の定義	1		1		(12)					第1条第(12)号の「事業期間」の定義において、「事業契約成立日から事業契約の終了する日(2039(令和21)年3月31日)まで」と定められておりますが、2039年3月31日より前に事業契約が解除等により終了する場合の扱いが不明確となるため、「(2039(令和21)年3月31日)」という具体的な日付を削除するか、同日よりも早く事業契約が終了した場合には事業期間が終了するように文言を調整すべきかと存じます。	基本協定書(案)を修正します。	
4	「暴力団員等」の定義	2		1		(24)					第1条第(24)号の「暴力団員等」の定義において「暴力団員」という用語が定義なく使用されておりますので、「暴力団員」については定義が必要かと存じます。「暴力団員等」の定義を「暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等」という内容に修正されることでもよいかと存じます。	基本協定書(案)を修正します。	
5	「提案書」との記載	3		4	1	(2)					第4条第1項第(2)号及び第(3)号に規定される「提案書」は、いずれも定義語である「事業者提案」に修正すべきかと存じます。	基本協定書(案)を修正します。	
6	構成企業の追加出資・融資義務	4		4	3	(7)					第4条第3項第(7)号において、SPCが債務超過や資金繰りに窮するに至った場合に、構成企業が連帯してSPCに対して追加出資又は融資を行う義務が規定されており、義務的な追加出資・融資の上限額を記載することとされております。構成企業として提案書類に記載した当初のコミット金額を超えて、更に追加の資金拠出までコミットさせられるものであり、同号の削除いただきたく存じます。	本条項では、債務超過や資金繰りに窮するなどのリスクを想定し、リスク回避のため支援措置を講ずることを規定しています。支援措置としては、資金的な措置とともに、支援に係る人件費などを計上していただくことも想定しています。このことを分かりやすく説明するよう条項に「その他必要な支援措置を講ずること」を追記し、基本協定書(案)を修正します。	
7	株式の譲渡等	4		5							事業者の株式の担保権の設定は市の事前の書面による承諾が必要とされておりますが、金融機関からプロジェクト・ファイナンスを調達する場合、事業予定者の株式について担保提供することが一般的という理解です。このように事業予定者がプロジェクト・ファイナンスを調達する場合には、かかる承諾は不合理に拒絶、留保又は遅延されない理解でよろしいでしょうか。また、かかる理解でよい場合、基本協定上も「市は、かかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延しない。」旨ご追記いただきたく存じます。	市の承諾が不合理に拒絶、留保又は遅延されないとの理解については、お見込みのとおりです。条文については、原案どおりとします。	
8	定款変更	7		10		(6)					第10条第(6)号に、「事業者は、市の事前の書面による承諾なく、会社法第 466 条に定める定款変更を行わないこと。」とあります。基本協定書第4条第1項各号に定める内容に反するような定款変更を行わないことは理解ですが、その他の部分についてはその後の法令変更への対応等、実務的に必要となる定款変更について逐一市の事前承諾を得ることは現実的ではないかと思われます。つきましては、同号につき「事業者は、市の事前の書面による承諾なく、第4条第1項各号に定める内容に反するような、会社法第 466 条に定める定款変更を行わないこと。」に修正をお願いいたします。	原案どおりとします。	

資料名		基本協定書(案)												
No	タイトル	該当箇所										質 問	回 答	
		頁	別紙	条	項	号	丸数	カナ	(カナ)	英字				
9	誓約書	11	別紙 1								別紙1の誓約書のフォームに関して、誓約書の本文に「浜松市立小中学校特別教室空調整備事業契約に関して」という文言がありますが、誤記となりますので、「浜松市立小中学校特別教室空調整備事業事業契約」又は「浜松市立小中学校特別教室空調整備事業における事業契約」などと修正すべきかと存じます。	基本協定書(案)を修正します。		

資料名		事業契約書(案)												
No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答			
		頁	別紙	章	節	条	項	号	カ			(カナ)	丸数	
1	「本件入札」の定義	1		1		1		(12)					第1条第(12)号の「本事業関連書類」の定義内で規定される「本件入札」について定義がありませんので、「本事業の入札手続」と修正されてはいかがでしょうか。	「本件入札」とは、浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に係る入札手続きを指します。事業契約書(案)を修正します。
2	「入札説明書等本事業関連書類」の定義	1		1		1		(14)					第1条第(14)号の「入札説明書等」の定義は入札説明書と同時に市から公表された資料及びこれに関するQ&Aを想定されているという理解でよろしいでしょうか。そうであれば、同号の「基本協定書、事業契約書」は、「基本協定書(案)、事業契約書(案)」と修正すべきかと存じます。 なお、実際に締結された基本協定書、事業契約書は、「本事業関連書類」の定義の方に含まれるとの理解です。	「入札説明書等」については、事業契約書(案)第1条第14号に記載のとおりであり、締結後の基本協定書、事業契約書を含むものとなります。 そのため、同号は原案どおりとします。なお、関連して同条第12号に記載の「本契約」、「基本協定書」は同号の「入札説明書等」と重複するため、修正します。
3	事前調査	4		3	1	12	3						第12条第3項において、事業実施場所が空調設備等の施工に支障を来す状態にある場合に、その除去修復に合理的に必要な追加費用は市に負担して頂くべき性質のものであるところ、「当該費用の増加の原因が入札説明書等、要求水準書及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるとき」に限って市が負担すると定められております。 浜松普通教室PFI事業では、このような限定文言は規定されておりましたので、こちらの削除をお願いいたします。	原案どおりとします。
4	空調設備等の施工に伴う近隣対策等	9		4	1	30	6						第30条 6 前項の規定にかかわらず・・・なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は事業者が、その責任と費用負担にて行う。とありますが、本事業に起因しない事由が事業者でない場合、貴市のリスクとして費用負担いただけませんか。	原案どおりとします。 なお書きの規定は、本事業を行うこと自体(特別教室空調整備事業を実施すること自体)以外の、工事の施工に伴う騒音などの近隣住民からの苦情等への対応及び費用負担を事業者をお願いするものです。主なものは1項で規定されていますが、それ以外の近隣住民からの苦情等への対応及び費用負担をお願いするものです。 本事業に起因しない事由が事業者でない場合であっても、合理的な範囲内で事業者が費用負担をお願いします(要求水準書Ⅱ設計業務要求水準3 設計業務の要求水準(1) 空調設備等の一般的要件(ツ)(リ)、Ⅲ施工発注業務要求水準3 施工発注業務の要求水準(7)近隣対策等参照)。
5	アスベストの処理等	10		4	1	32	2						第32条 2 市は、前項の場合であっても、何らの費用も負担しない。とありますが、現地見学会を含め周知できない場合は、貴市の費用負担としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。アスベスト調査の結果を参考図書として貸与しますので、当該調査結果を参考のうえ、処理等に係る費用をサービス対価に含めて提案してください。
6	契約不適合責任	14		4	4	42	1						第42条第1項ただし書の「履行の追加」は、「履行の追完」の誤記かと存じますので、修正をお願いいたします。	事業契約書(案)を修正します。
7	契約不適合責任	14		4	4	42	9						第42条第9項に定める「契約不適合の判定」はどのような場合に行われるか不明確であり、事業者が多額の費用負担が生じる可能性があることから、「契約不適合の判定に要する費用は、合理的な範囲内で、事業者の負担とする。」又は「契約不適合の判定に要する合理的な費用は、事業者の負担とする。」にご修正いただけますでしょうか。	「契約不適合の判定に要する費用は、合理的な範囲内において事業者の負担とする。」とし、事業契約書(案)を修正します。
8	市による契約解除	22		10		74	1	(7)					第74条第1項第(7)号において、「事業者が本契約又は本契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき」は市による無催告解除が認められていますが、事業者による違反の治癒の機会の確保の観点から、同条第2項柱書の相当期間を定めて催告した上での解除に変更いただけますでしょうか。	原案どおりとします。本号に係る無催告解除は、契約の目的を達することができないと判断するに至る重大な違反の場合を想定しています。

資料名		事業契約書(案)										
No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答	
		頁	別紙	章	節	条	項	号	カナ (カナ)			丸数
9	別紙10 サービス対価の支払方法	49	別紙10				2	(1)			設計・施工等のサービス対価のうち建中金利、融資組成費用、SPC設立に係る費用については、先行して費用がかかるため第1期のサービス対価に含める形でよろしいでしょうか。	建中金利については、期毎の設計・施工等のサービス対価に含めてください。融資組成手数料については、金融機関と事業者との契約方法に応じて、工期毎に必要な場合は工期毎のサービス対価に含めることとし、最初にまとめて一括で必要な場合は第1期のサービス対価に含めることとしてください。SPC設立に係る費用については、第1期のサービス対価に含めることで構いません。
10	別紙10 サービス対価の改定方法	50	別紙10				3	(1)	ア	(ア) ②	サービス対価の改定について1.5%の事業者負担となっておりますが、令和6年1月31日内閣府民間資金等活用事業推進室から【PPP/PFI事業における物価変動への対応について】で新規契約に係る要望として『物価変動のうち1.5%程度は事業者負担とされることが多いが、それをゼロとすること』と要望しており、1.5%の事業者負担をゼロもしくは事業者負担率減少していただくことは可能でしょうか。	原案どおりとします。
11	別紙10 サービス対価の改定方法	50	別紙10				3	(1)	ア	(ア) ③	サービス対価の改定における着工日の基準について、着工前とは第1期の着工前という認識でよろしいでしょうか。第1期の着工日（最初に着工する対象校における着工日）を基準とした指標で全ての期間(第1期～第4期)の施工サービス対価合計額について物価変動に基づく改定を申し入れるという理解をしており、第2期から第4期の施工期間中にさらなる指標値を超える物価変動があった際に追加で改定の申し入れを行う認識でよろしいでしょうか。	サービス対価の改定における着工日の基準については、お見込みのとおりです。第2期から第4期の施工期間中の改定の申し入れについても、お見込みのとおりです。なお、施工期間中の改定の申し入れに係る具体的な時期、条件等について、事業契約書(案)を修正します。
12	別紙10 サービス対価の改定方法	50	別紙10				3	(1)			サービス対価の改定について、設計費、工事管理費を除くとなっておりますが、設計・施工・工事管理期間が2年3ヶ月に渡り、提案時からの物価変動が予想されるため、設計費・工事管理費についてもサービス対価の改定をお願いします。	原案どおりとします。
13	サービス対価等の改定方法	50	別紙10				3	(1)	ア	(ア) ③	着工前における改定につきまして、昨今メーカーより定価改定や送料改定などが不定期にあり、物価変動が見込めない状況となっています。1.5%を超える物価変動がある場合は、申し入れを行うことができます。とありますが、事業者側でも見込めないリスクとなることから、1.0%を超える物価変動がある場合には、申し入れを行うことができるように変更いただけませんかでしょうか。また、他市でもお認めいただいている事例があります1.5%を除く計算式をご採用いただけませんかでしょうか。 B=A×(b/a)	物価変動の基準値(1.5%)については、No10をご参照ください。計算式については、原案どおりとします。
14	サービス対価等の改定方法	51	別紙10				3	(1)	ア	(イ) ③	施工期間中における改定につきまして、昨今メーカーより定価改定や送料改定などが不定期にあり、物価変動が見込めない状況となっています。1.5%を超える物価変動がある場合は、申し入れを行うことができます。とありますが、事業者側でも見込めないリスクとなることから、1.0%を超える物価変動がある場合には、申し入れを行うことができるように変更いただけませんかでしょうか。また、他市でもお認めいただいている事例があります1.5%を除く計算式をご採用いただけませんかでしょうか。 B=A×(b/a)	物価変動の基準値(1.5%)については、No10をご参照ください。計算式については、原案どおりとします。
15	事業契約書 事業者に付保が義務付けられている保険契約別紙13の1	56	別紙13の1				1	(1)			事業者または構成企業等に付保が義務付けられている保険の中に、設備工事保険がありますが、保険対象は空調設備等の施工工事となっておりますが、設計業務は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	株主誓約書	59	別紙14				7				別紙14(株主誓約書)第7項における「本事業関連書類(本契約第1条(47)に定義)」は誤記と思われ、正しくは「本事業関連書類(本契約第1条第(12)に定義)」かと存じますので、修正をお願いいたします。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。

資料名		事業契約書(案)											
No	タイトル	該当箇所										質 問	回 答
		頁	別紙	章	節	条	項	号	カ	(カナ)	丸数		
17	保証書	61	別紙 15			1						別紙15(保証書)第1条は「事業契約第31条第1項及び第3項に基づく事業者の市に対する債務」についての連帯保証を定めていますが、誤記と思われます。正しくは「事業契約第42条に基づく事業者の市に対する債務」との理解でよいかご確認下さい。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。

資料名		モニタリング基本計画書(案)									
No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
		頁	ローマ	数	数-数	丸数	カナ	(カナ)	英字		
1	モニタリング基本計画書(案) モニタリングの性	6		3	3-2					空調設備等に係る性能基準(エネルギー消費性能(燃費)、室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等)を定め とありますが、具体的な数値を示す必要はありますか？	具体的な数値を性能基準として定めてください。
2	モニタリング基本計画書(案) 温度測定	6		3	3-3	①				「要求水準書」維持管理業務に関する要求水準には1シーズンごとに対象校のうち20校とあり、「モニタリング基本計画書(案)」空調設備等の性能に関するモニタリングには1シーズンごとに対象校のうち12校とあります。 「モニタリング基本計画書(案)」を基準としてもよろしいでしょうか？	要求水準書を基準としてください。モニタリング基本計画書(案)を修正します。

資料名		その他									
No	タイトル	該当箇所							質 問	回答	
		頁	ローマ	数	(数)	丸数	カナ	(カナ)			英字
1	その他								防音校における防衛施設庁からの補助で設置されている未使用の空調ダクトまたは換気ダクトについて、工事に支障をきたす場合は事業者負担において撤去、改修等を行ってもよろしいでしょうか。	市と協議の上、問題のないものについては撤去改修可能とします。	
2	参考図書					1		(ア)	対象校・対象室図示図面の資料において工事対象室が赤枠で囲まれています。東小の3階音楽室と家庭科室は、附帯する「準備室」が赤枠内に入っています。準備室は、工事対象外の認識でよろしいですか？	東小学校の家庭科準備室、音楽準備室については、間仕切壁はなく家庭科室、音楽室と一体の部屋のため、対象とします。	
3	参考図書					1		(ア)	対象校・対象室図示図面の資料において工事対象室が赤枠で囲まれています。佐藤小の2階家庭科室に附帯する「準備室」が赤枠内に入っています。準備室は、工事対象外の認識でよろしいですか？	お見込みのとおりです。佐藤小学校の家庭科準備室は対象外とします。	
4	参考図書					1		(ア)	対象校・対象室図示図面の資料において工事対象室が赤枠で囲まれております。江西中、高台中、浜松中部学園の3校は、金工室と木工室に附帯する「準備室」が赤枠内に入っています。準備室は、工事対象外の認識でよろしいですか？	お見込みのとおりです。江西中、高台中、浜松中部学園の3校の金工室と木工室に附帯する「準備室」は対象外とします。	
5	参考図書					1		(ア) (カ)	対象校・対象室の図示図面では、金工室と木工室に附帯する「加工室」は、対象室の赤枠から外れていますが、対象校・対象室写真台帳によると、どの学校も共通して金工室と木工室と「加工室」との間には間仕切壁が存在しておらず一体の空間となっています。「加工室」の空間は、空調対象の認識となりますか？	お見込みのとおりです。	
6	参考図書					1		(ア)	金工室と木工室に附帯する「加工室」が一体の空間と見なし空調の対象室となる場合、今回の対象教室数「798室」の数字に変更はありますか？	変更はありません。	
7	参考図書					1		(ア)	金工室と木工室に附帯する「加工室」に限らず、隣接する非対象室との間に間仕切壁が無く一体空間となっている場合は、空調対象の認識となりますか？ (例)南陽中:3階図書室と準備室、1階金工室と準備室 など	お見込みのとおりです。	
8	参考図書					1		(カ)	旧防音校(飯田小学校理科室など)は、教室の下がり天井部内のダクトで換気しております。仮に下がり天井部分にエアコンを納める事を考えた場合、下がり天井内の既存ダクトの改修工事をする事は可能ですか？また、既存ダクトを使用していない場合は、撤去することは可能ですか？	市と協議の上、問題のないものについては撤去改修可能とします。	
9	参考図書 佐久間小学校					1		(オ))	電気設備の電源引込みが低圧受電設備で契約しています。現状の電灯・動力設備の契約電力をお教えて下さい。(契約電力の検討)	電灯20kwh 動力29kwhです。	